平成２２年（フ）第８５９４号
大阪市東住吉区杭全１丁目16番２号　シャンブル杭全301号
債務者　藤本　髙子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５７号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番３―1010号
債務者　京　　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７号
岡山市南区福富西３丁目３番１号　川高コーポ、前住所岡山市南区洲崎３丁目３番37号セゾン21Ａ棟201号室
債務者　髙山　信子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３１号
岡山市北区平田162番地101　ハピーライフ平田306
債務者　福森　智博
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２８号
岡山県備前市穂浪1020番地１
債務者　藤巻　千秋
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３６号
岡山市北区下中野313番地107　パークサイドＣ107
債務者　近藤　　学
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５９号
岡山市北区南中央町２番３号　丸一内田ビル701
債務者　濱田　豊彦（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７４号
岡山市北区奥田１丁目１番６号　303号
債務者　井口　靖教
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８９号
岡山県玉野市玉原２丁目８番６―205号
債務者　安藤　廣志
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北玉水４番地105号
債務者　岸本　幸二
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８８号
横浜市保土ケ谷区仏向町1699番地　金子アパート101号
債務者　吉田　正作
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０号
石川県加賀市湖城町２丁目275番地　雇用促進住宅片山津宿舎２号棟406、従前の住所石川県加賀市永井町58の18番地
債務者　西出　　寛
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３７号
熊本県阿蘇市内牧2006
債務者　山内美千代
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第６７号
熊本県天草市浜崎町14番10―２号
債務者　宰川　洋一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第７３２号
川崎市多摩区枡形６丁目22番３号　クレール枡形Ａ102
債務者　笠野　直実
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係